

# 西東京市個人情報保護条例

平成13年1月21日  
条例第13号

改正 平成17年3月30日条例第2号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の保管等の制限(第6条—第12条)
- 第3章 自己情報の開示請求等の権利(第13条—第22条)
- 第4章 救済手続及び救済機関(第23条・第24条)
- 第5章 個人情報保護審議会(第25条)
- 第6章 個人情報処理受託者等の義務及び事業者に対する指導、勧告等(第26条・第27条)
- 第7章 雜則(第28条—第34条)
- 第8章 罰則(第35条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、西東京市(以下「市」という。)における個人情報の適正な取扱いについての必要な事項を定め、個人情報を保護するとともに、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示請求等の権利を保護することにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (3) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (4) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。

#### (実施機関及び職員の責務)

**第3条** 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、市民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の任命権者は、その所属職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。
- 3 市の職員は、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。以下「データベース化された個人情報」という。)を提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 市の職員は、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 市の職員は、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集してはならない。

#### (市民の責務)

**第4条** 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動の実施に当たって個人情報の保管等をするときは、個人情報

の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の保管等の制限 (保管等の一般的制限)

**第6条** 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、法令に定めがあるとき又は実施機関が西東京市個人情報保護審議会(第25条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて、正当な職務執行を行うために必要であると認めたときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて市民の個人的秘を侵害するおそれがあると認めた事項  
(個人情報の保管等の届出)

**第7条** 実施機関は、定型化又は簿冊化して行う個人情報の保管等を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報の内容
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項に規定する個人情報の保管等を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、その内容を公表するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

(収集方法の制限)

**第8条** 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、利用目的及び内容等を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- (4) 出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上必要であると認めたとき。

3 実施機関は、前項第5号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集したときは審議会が必要ないと認めた場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 法令等の規定により、本人が申請、届出その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正な維持管理)

**第9条** 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、適正な維持管理を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものにすること。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損、漏えいその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保管等の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

**第10条** 実施機関は、個人情報を第8条第1項に規定する利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用(以下「目的外利用」という。)し、又は市以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令の定めがあるとき。
  - (3) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上必要であると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号の規定により目的外利用等をした場合は、審議会が必要ないと認めたときを除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により外部提供するときには、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な条件を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- (電子計算組織への記録の制限)

**第11条** 実施機関は、第6条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。ただし、審議会が必要な保護措置が講じられていると認めた場合は、この限りでない。

(電子計算組織の結合の禁止)

**第12条** 実施機関は、個人情報を処理するため、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体等の電子計算組織と通信回線による結合を行ってはならない。ただし、法令に特別の定めがある場合又は審議会が個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により通信回線による結合を行った場合において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたときは、実施機関は、直ちに通信回線を遮断することができる。
- 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により通信回線による結合を行った場合及び前項の規定により通信回線を遮断した場合には、必要な事項を審議会に報告しなければならない。

### 第3章 自己情報の開示請求等の権利

(開示の請求等)

**第13条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保管等をしている自己情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。
- (1) 法令に定めがあるもの
  - (2) 個人の評価、診断、判定、選考等に関するもので、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
  - (3) 開示することにより、実施機関の公正かつ正当な職務執行が妨げられるおそれがあるものの
  - (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの
  - (5) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人に不利益が及ぶと認められるもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたもの
- 3 実施機関は、前項に規定する自己情報であっても、期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなったものは、これを開示しなければならない。
- 4 実施機関は、請求に係る自己情報が、第2項各号のいずれかに該当する部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(裁量的開示)

**第13条の2** 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、前条第2項各号(第1号に該当する情報を除く。)に規定する情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求をした者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(存否に関する情報)

**第14条** 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、自己情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

## (訂正の請求)

**第15条** 何人も、実施機関が保管等をしている自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

## (削除の請求)

**第16条** 何人も、実施機関が第6条に規定する制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その削除を請求することができる。

## (中止の請求)

**第17条** 何人も、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで、自己情報が目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

## (開示等の請求手続)

**第18条** 第13条第1項の規定による自己情報の開示、第15条の規定による自己情報の訂正、第16条の規定による自己情報の削除又は前条の規定による自己情報の目的外利用等の中止を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、本人又はその代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の内容

(3) 訂正、削除又は中止の内容

(4) その他規則で定める事項

2 実施機関は、請求書の内容に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、期間を定めて、その補正を求めることができる。

## (請求による一時停止)

**第19条** 実施機関は、前条第1項の規定による請求(自己情報の開示の請求を除く。)がなされたときは、次条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

## (請求に対する決定等)

**第20条** 実施機関は、第18条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に当該請求を認めるかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。

3 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、請求書を受理した日から30日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限

4 実施機関は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を記載した書面により、請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により当該請求を認めないこととする決定(第13条第4項の規定により、自己情報の一部を開示しないこととする決定並びに当該請求者に係る自己情報が実施機関において存在しないため開示することができないとする決定及び第14条の規定により拒否することとする決定を含む。)をしたときは、前項の規定による書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、開示しないことと決定した自己情報が第13条第2項各号に規定する自己情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

## (第三者保護に関する手続)

**第20条の2** 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る第三者の自己情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見を聴くことができる。

2 実施機関は、第三者から意見を聴取した後に、当該自己情報の開示の決定をしたときは、当該第三者に対し、その旨を通知しなければならない。  
 (決定後の措置)

**第21条** 実施機関は、第20条第1項の規定により自己情報を開示することと決定したときは、速やかに請求者に対し当該自己情報の開示をしなければならない。

- 2 自己情報の開示は、実施機関が第20条第3項の規定による通知書により指定する日時及び場所において、当該自己情報の閲覧又は写しの交付により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、自己情報を直接開示することにより、当該自己情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。

4 実施機関は、第20条第1項の規定により訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることと決定したときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において実施機関は、その旨を本人及び当該自己情報の目的外利用等をしているものに対し、通知しなければならない。

(開示請求をする者の責務)

**第21条の2** 開示請求をする者は、偽りその他不正の手段により、自己情報の開示を受けてはならない。

(費用負担)

**第22条** 第21条第2項の規定により自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

#### 第4章 救済手続及び救済機関

(不服申立て)

**第23条** 実施機関は、第20条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由に却下するときを除き、西東京市個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(個人情報保護審査会)

**第24条** 前条に規定する諮問に応じて審査を行わせるため、西東京市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

**第25条** この条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、西東京市個人情報保護審議会を置く。

- 2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) この条例によりその権限に属することとされた事項
  - (2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- 3 前項に規定するもののほか、審議会は、個人情報の保護に関する重要事項について、必要があると認めるときは実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する委員8人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、苦情申出人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 個人情報処理受託者等の義務及び事業者に対する指導、勧告等

##### (個人情報処理受託者及び指定管理者の義務)

**第26条** 実施機関から個人情報を処理する業務又は個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 市の公の施設を管理する地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、当該公の施設の管理をする場合に、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 実施機関は、受託者又は指定管理者に対し、個人情報の保護を図るため、必要な措置を講じさせなければならない。

4 受託者又は指定管理者は、正当な理由がないのに、業務に関して知り得たデータベース化された個人情報を提供してはならない。その業務の委託が終了し、又は指定管理者の指定期間が終了した後も、同様とする。

5 受託者又は指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。その業務の委託が終了し、又は指定管理者の指定期間が終了した後も、同様とする。

##### (事業者に対する指導、勧告等)

**第27条** 市長は、事業者が第5条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

#### 第7章 雜則

##### (個人情報目録の作成)

**第28条** 実施機関は、個人情報の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

##### (運用状況の公表)

**第29条** 市長は、各実施機関におけるこの条例の規定による運用状況について、毎年1回公表するものとする。

##### (苦情の処理)

**第30条** 市長は、個人情報の保護について苦情の申出があったときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、前項の規定による苦情の申出があった場合において、個人情報の保護のため必要があると認めるときは審議会の意見を聴かなければならない。

##### (他の法令との調整)

**第31条** この条例は、他の法令の規定により個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が定められているときは、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が管理する施設等において、一般の利用に供することを目的として個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。

##### (国等への要請)

**第32条** 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、報告を求めるとともに適切な措置をとるよう要請するものとする。

##### (出資法人等への協力要請)

**第33条** 市長は、市が出資する法人及び事業運営費を助成している公共的団体が個人情報の保管等をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

##### (委任)

**第34条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 罰則

**第35条** 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第3項の規定に違反してデータベース化された個人情報を提供した者

(2) 第26条第4項の規定に違反してデータベース化された個人情報を提供した者

2 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第4項の規定に違反して個人情報を提供し、又は盗用した者
  - (2) 第26条第5項の規定に違反して個人情報を提供し、又は盗用した者
  - (3) 第3条第5項の規定に違反して個人の秘密に属する事項を収集した者
- 3 第24条第5項又は第25条第7項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 第21条の2の規定に違反して、偽りその他不正の手段により、自己情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 5 受託者若しくは指定管理者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業員が、第1項第2号又は第2項第2号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、受託者若しくは指定管理者に対しても第1項又は第2項の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和61年田無市条例第6号)又は保谷市個人情報保護条例(平成2年保谷市条例第33号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則(平成15年3月31日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成17年3月30日条例第2号)

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、罰則に係る改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の罰則に係る改正規定の施行の日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。